

高知県ネーミングライツ・パートナー選定(施設特定型)に係る審査基準

高知県ネーミングライツ・パートナー募集要項(以下「募集要項」という。)において、ネーミングライツ・パートナー(以下「パートナー」という。)の優先交渉権者等の選定にあたり、審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる者

審査は、次の各号をすべて満たす者を対象に行います。

- (1) 募集要項に規定する応募資格の要件を満たす者
- (2) 募集要項に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した者
- (3) 募集要項により、適正に書類を作成した者

2 審査の項目及び点数等

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) ネーミングライツ料 (50 点)
- (2) 愛称 (30 点)
- (3) 応募者 (20 点)

3 高知県ネーミングライツ・パートナー選定委員会

応募者から提出された申請書等の提出書類の内容を審査する高知県ネーミングライツ・パートナー選定委員会(以下「選定委員会」という。)を非公開で開催します。

委員は、令和7年度高知県ネーミングライツ・パートナー選定委員会設置要綱2に規定する同要綱別表に定める者とします。

4 優先交渉権者等の選定手順

- (1) 財政課(事務局)による応募資格等審査
財政課(事務局)は、応募資格等の審査を行います。
- (2) 選定委員会による審査
選定委員会は、上記(1)の結果について確認します。
また、提案内容を基に審査項目別審査を行い、優先交渉権者等を選定します。

5 審査の方法等

(1) 応募資格等審査

応募申請書等の提出書類に基づき、全ての応募者を対象に応募資格及び愛称の命名条件等の要件を満たしていること確認を行うこととし、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施します。

(2) 審査項目別審査

応募資格等審査の結果、要件を全て満たしていると判断した応募者を対象に審査項目別審査を行います。

委員は、別表1、2により募集対象施設の応募者ごとに審査項目の採点を行います。

(3) 審査結果

委員の採点のうち、最高点と最低点を採点した委員を除いた各委員の採点を合算した合計得点を選定委員会での採点結果(総得点)とし、応募者の中から最も高い総得点の応募者を優先交渉権者として選定し、2位以下を次点者としてします。

総得点が同点であった場合は、「ネーミングライツ料」、「愛称」の順に各審査項目の合計得点が高い応募者を優先交渉権者として選定します。

(4) 上記(3)にかかわらず、選定委員会による審査の結果、次のいずれかに該当する場合は、県の判断で優先交渉権者又は次点者を選定しない場合があります。

ア 応募金額が最低希望金額を大幅に下回っており、ネーミングライツの実施効果が認められないと選定委員会で判断した場合

イ 審査項目「愛称」において、愛称として不適切であり、県民に受け入れられないと選定委員会で判断した場合

ウ 募集要項の失格とする提案に該当する場合

別表 1:審査項目及び審査内容(募集要項4(3)のとおり)

	審査項目	審査内容	配点
1	ネーミングライツ料	・応募金額及び金額の妥当性、相対評価 ※ <u>応募者が1者のみで、応募金額が県の最低希望金額を大幅に下回る場合は、交渉者として選定しない可能性がある。</u>	50
2	愛称	・公共施設としての品位があり、施設の設置目的や機能に配慮されているか ・親しみやすさ、呼びやすさ、県民の愛着に配慮されているか ・公序良俗に反していないか など ※ <u>当該項目が 15 点に満たない場合は、選定委員会で個別協議の上、優先交渉権者への選定可否の判断を行うものとする。</u>	30
3	応募者	・ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか（経営の状況、安定性、ネーミングライツ料の支払能力、事業内容、将来性）	10
		・県民に受け入れられるか（県民への知名度、県民の親しみ） ・社会貢献や地域活動の実績	10
合 計		※ <u>合計点が 50 点に満たない場合は、選定委員会で個別協議の上、優先交渉権者への選定可否の判断を行うものとする。</u>	100

別表 2 :採点方法

審査項目	審査のポイント
ネーミングライツ料	① 応募金額(年額)が最高である者を1位として、満点の 50 点を付与する。 ② ①以外の応募金額の場合は、1位の金額(最高応募金額)を用いて、下記により算出する。(小数点以下第1位を四捨五入して算出) ※ 応募者が1者のみの場合で応募金額が県最低希望金額未満の場合は、最高応募金額を県最低希望金額に置き換えて算出する。 [算出式] $50 \text{ 点} \times \text{当該応募金額} / \text{最高応募金額} = \text{得点}$ [算出例ア: 応募者が複数の場合] A者: 応募金額 1,000 万円(応募者中、最高金額) = 得点 50 点 B者: 応募金額 700 万円 $50 \text{ 点} \times 700 \text{ 万円} / 1,000 \text{ 万円} = 35 \text{ 点} \Rightarrow \text{得点 35 点}$ [算出例イ: 応募者が1者のみで応募金額が県最低希望金額未満の場合] 県最低希望金額 500 万円、応募金額 400 万円 $50 \text{ 点} \times 400 \text{ 万円} / 500 \text{ 万円} = 40 \text{ 点} \Rightarrow \text{得点 40 点}$
愛称 応募者	各審査項目の配点内で審査内容により判断し得点化する。 [得点の判断基準] 各審査項目の配点に次の数値 X を乗じる。 (小数点以下第1位を四捨五入して算出) 優れている: $1 \geq X > 0.9$ やや優れている: $0.9 \geq X > 0.7$ ふつう: $0.7 \geq X > 0.5$ やや劣っている: $0.5 \geq X > 0.2$ 劣っている: $0.2 \geq X \geq 0$